

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

京都大原学院

令和8年度 京都大原学院「学校いじめ防止基本方針」

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての学院生に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての学院生が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行う。また、すべての学院生がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた学院生の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、学院生が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた学院生の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2. いじめ対策委員会

いじめ対策委員会

〔実施予定〕原則月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

〔構成員〕 学校長 教頭 生徒指導主任 補導主任 各ブロック長 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー

- 〔内容〕・各学年の学院生の動向を情報交換し、多角的に学院生理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を立案・検討し推進する。
 - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら本委員会での問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
 - ・年度当初の全校集会にて、学院生に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

生徒指導委員会

〔実施予定〕原則週1回

〔構成員〕 学校長 教頭 生徒指導主任 補導主任 各ブロック長 養護教諭
児童生徒会本部担当 教育相談主任 スクールカウンセラー

- 〔内容〕・各学年の学院生の動向を情報交換し、多角的に学院生理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を立案・検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした学院生への支援・指導を検討し実践する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、すべての学院生に学習基盤の定着を図る。
- ・日常的な学習規律を確立し、効果的な学習形態を工夫し、学院生が安心して学習できる環境作

りを行う。

授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、学院生がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての学院生に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、各学院生の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで学院生が安心して学習に臨める環境づくりを行う。また公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて学院生がわかる授業づくりに努める。

道徳教育、人権教育の充実

- ・学院生の道徳的実践力、人権尊重の理念と実践力を育むため、道徳教育推進教師、人権教育主任を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳、人権学習の授業はもとより教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている人権の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的実践力、基本的人権尊重の精神を培うため特設年数回、学院生の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、休日参観で道徳、人権学習の授業を行い、学院生・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

学院生が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科、総合的な学習の時間、特別活動と人権学習の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

学院生同士の絆づくり

- ・児童生徒会活動や学院生の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・ 日常の学院生に関する情報共有

日常の観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて学院生のささいな変化に気づき、実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、学院生の変化を早期に発見する。さらに、今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

・ 学院生に対する定期的な調査

日常の観察に加え、いじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、学院生の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

・ 調査等の結果の検証及び組織的な対処

日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等、学院生を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中

で学院生の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・ブロック・学校として協議し、適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた学院生又は保護者への支援、いじめを行った学院生への指導又は保護者への助言、いじめを受けた学院生が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

コメントの追加 [k1]: 添付フローチャート参照

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、学院生、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 学院生、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・学院生が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・学院生同士の絆づくり

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、学院生、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた学院生と、いじめを行った学院生を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【学院生への指導・支援】

- いじめを受けた学院生は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、バトナ等との連携を図る。
- いじめを行った学院生に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の学院生に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた学院生・保護者の意向を十分尊重し、関係学院生、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた学院生が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・日常の学院生同士の関わりの中に適宜介入し、学院生のソーシャルスキルの向上に努め、学院生一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・P T A活動や地域児童生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・加害生から被害生への謝罪が行われたからと言って、すぐに「いじめの解消」とは言えないことも考えられる。「いじめの解消」とするには、次の2つの要件が満たされていることが必要である。すなわち、
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。ただし、いじめの状況によってはさらに長期間の見守りが必要な場合もある。
 - ②いじめを受けた学院生が心身の苦痛を感じていないこと。被害生が安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、被害生を徹底して守り、安心・安全を確保する。そのために、学級担任だけでなく、当該学院生に関わるすべての教職員が連携して見守りを行い、再発防止に努めるものとする。また、「いじめの解消」までの見守り活動については、定例のいじめ対策委員会（生徒指導補導部会）で随時確認するとともに、解消の認定もいじめ対策委員会の場にて行うものとする。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に学院生の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
（※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用）
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

学院生の啓発

- ・京都市中学校児童生徒会宣言を様々な機会を捉え、学院生に周知し、学院生自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校児童生徒会宣言にもとづく児童生徒会アンケートを実施し、学院生の実態を踏まえた自主的・自発的な児童生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

5. 重大事態への対処

・基本的な考え方

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する、学院生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する、学院生が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある認められるとき。

・重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた学院生及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画

いじめの防止、学院生の健全育成等に向けた取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	- 生徒指導委員会（原則 月3回） - いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「学院生・保護者への広報について」 - 生徒指導研修会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「気になる学院生の共有」	- 入学式 - 学級開き - 学級目標決め - 人権学習（生活指導） 9年生修学旅行	生活調査（中・後期ブロック）	- 学級懇談会 - P T A総会 - 学校運営協議会
5	- いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 - 校内研修会 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 「学校評価項目の確認」	- 人権学習（憲法月間の取組） 1年生を迎える会 - 全校集会で学院生に説明		学校運営協議会
6	- いじめ対策委員会 「記名式アンケート、クラスマネジメントの実施に向けて」	- 運動会 - 人権学習（総合育成支援教育） 8年生職場体験	- いじめに関するアンケート（全学年・記名式） - クラマネⅠ（5～9年） - 教育相談週間	- 道徳公開授業 - 学校運営協議会
7	- いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 - 生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 - 育成支援研修会	- 児童生徒総会 - 人権学習（健康教育） - 夏季休業を迎えるにあたっての心構え		- 個人懇談会 - 学校運営協議会

8	・いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ・校内夏季研修会 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ・生徒指導委員会 「夏休み明けの学院生の様子について」 「不登校生への関わりについて」 「自殺予防について」		・生活調査（全学年） ・夏休み明けの学院生の様子を全体で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール
9	・いじめ対策委員会 「学校評価の実施に向けて」	・人権学習（外国人教育）		・学校運営協議会
10	・いじめ対策委員会 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直し」	・文化祭 ・人権学習（男女平等教育）		・学校評価の実施 ・学校運営協議会
11	・いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・職員会議研修会 「学校評価に基づく改善策について」	・人権学習（道徳教育） ・6年生発見旅行	・いじめに関するアンケート（全学年・記名式） ・クラマネⅡ（5～9年） ・教育相談週間	・学校運営協議会
12	・いじめ対策委員会 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習（生活指導） ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え		・個人懇談会 ・学校運営協議会
1	・いじめ対策委員会 「8～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・人権学習（人権の尊重）		・人権啓発懇談 ・学校評価の実施
2	・いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートⅢの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ・年度末反省 「年度末反省と来年度への課題の共有」	・非行防止教室（5～9年生） ・人権学習（性教育）	・学校アンケート	・学校運営協議会

3	・いじめ対策委員会 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ・職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度の学校いじめ防止基本方針について」	・人権学習（生活指導） ・9年生を送る会 ・卒業式 ・学年のまとめ ・ブロック集会		・学級懇談会 ・学校運営協議会
---	---	---	--	---

